

# 2023(令和5)年度 崇徳学園 いじめ防止対策基本方針

## 1 いじめ問題に関する基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識のもと、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題については、校長のリーダーシップのもと、生徒を守り抜くとの信念のもと、学校全体で組織的な取組を進めていく。「いじめを発生させない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての職員が日々実践する。またこの基本方針は、教職員・生徒等から幅広く意見を聴取して策定するとともに、社会の変化や生徒・地域の実態に応じて、柔軟に見直していくこととする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。

※「いじめ防止対策推進法総則第2条」から

## 3 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合、「早期対応」に努め、生徒を守る。

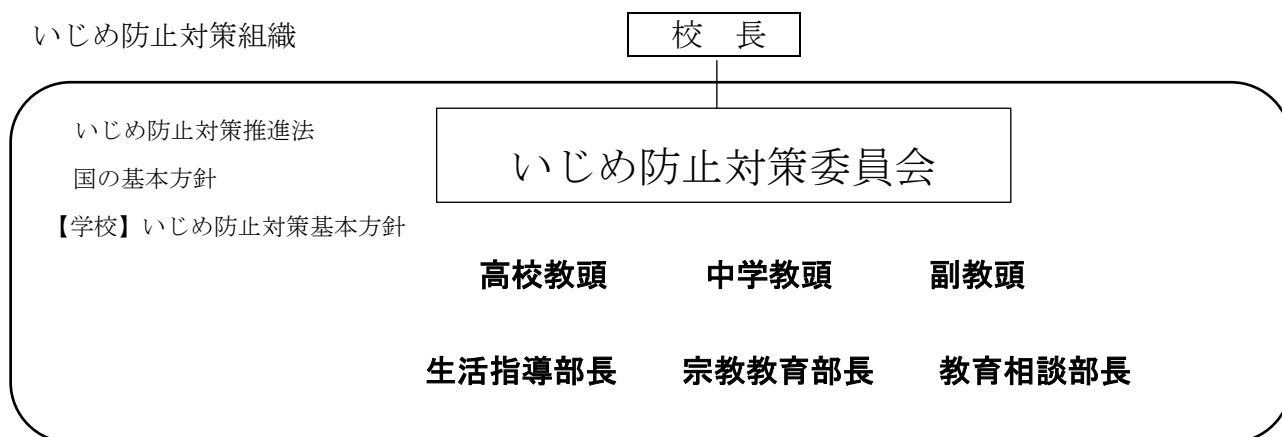
- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や言動・指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめの段階は、1 からかい 2 無視 3 嫌がらせ 4 暴言 5 暴力 特に 3～5 は犯罪である。

## 4 いじめ問題に取り組む体制の整備

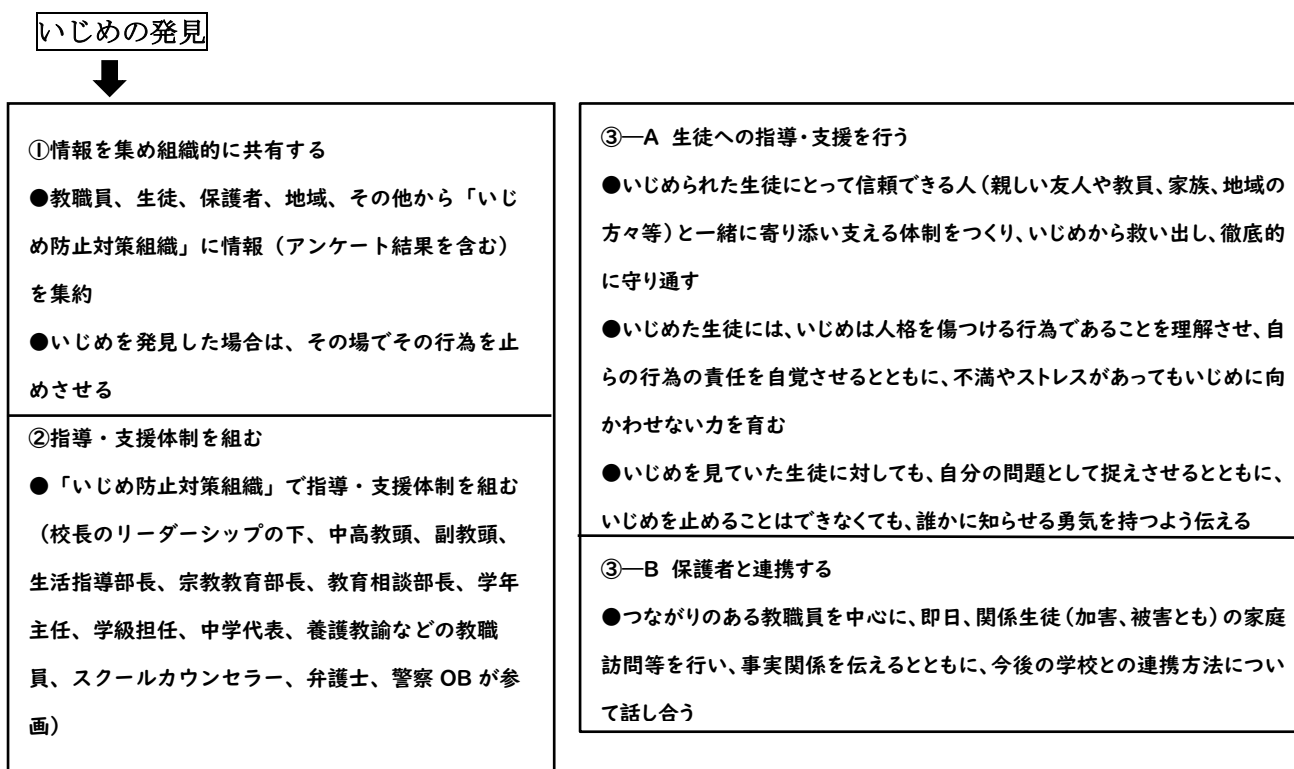
いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められている。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を進める。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や実態に則した取組となっているかを随時確認・見直しをしていく。

#### 4-1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会は、中学・高校教頭・副教頭・生活指導部長・宗教教育部長、教育相談部長で構成する。ただし、具体的な事案に対応する場合は、「いじめ緊急対応会議」を行う。構成メンバーは、校長、いじめ防止対策委員会のメンバー及び、当該学年主任・中学代表・学級担任・養護教諭・教育相談部・スクールカウンセラーなどを委員として加えることができる。(メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。)



#### 5 いじめ発生時の基本的な対応



※いじめの「被害」・「加害」という二者関係だけにとどめず、「観衆」「傍観者」への指導も確実に行う。

## いじめの早期発見に向けた取組み

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために日ごろから教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

●いじめに関する相談がある場合 → 担任・学年主任・教育相談部などへの相談

●その他の関係機関

### 【犯罪行為が認められた場合】

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ☆広島県警察本部        | ・TEL：082-228-0110 |
| ☆広島西警察署         | ・TEL：082-279-0110 |
| ☆広島市青少年総合相談センター | ・TEL：082-242-2110 |

### 【その他の関連機関】

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ☆児童相談所          | ・TEL：082-263-0694 |
| ☆広島地方法務局(人権擁護課) | ・TEL：082-228-5201 |
| ☆子どもの人権110番     | ・TEL：0120-007-110 |

### 【学校以外の主な相談窓口】

- |                         |                   |          |
|-------------------------|-------------------|----------|
| ☆いじめダイヤル24              | ・TEL：082-420-1313 | (24時間受付) |
| ☆24時間子供SOSダイヤル          | ・TEL：0120-0-78310 | (24時間受付) |
| ☆広島いのちの電話(社会福祉法人)       | ・TEL：082-221-4343 | (24時間受付) |
| ☆ヤングテレホン広島(広島県警察少年センター) |                   |          |
| (非行・犯罪被害などに関すること)       | ・TEL：082-228-3993 | (24時間受付) |